

一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度
小児形成外科分野指導医施行細則

平成 29 年 4 月 制定

令和 3 年 4 月 改訂

第1章 小児形成外科分野指導医申請資格

(認定申請に必要な学術業績)

第1条 小児形成外科分野指導医の認定申請を行うものは、特定分野指導医細則（以下、細則という）第6条1項3号に関して、以下のいずれかの学術業績を有していなければならない。

- 1) 日本形成外科学会学術集会（基礎学術集会，各地区の形成外科学会学術集会を含む）における、2回以上の筆頭もしくは発表指導者としての小児形成外科領域に関する発表歴
- 2) 筆頭もしくは執筆指導者としての小児形成外科領域に関する1編以上の学術論文

(認定申請に必要な診療実績)

第2条 小児形成外科分野指導医の認定申請を行うものは、細則第6条1項4号に関して、10症例の手術記録（執刀医もしくは指導助手に限る）および100症例の手術例一覧表（執刀医に限らず）を提出しなければならない。

2. 前項の小児形成外科領域の手術を、以下に分類する。
 - a) 頭蓋骨の先天異常，変形に対する手術
 - b) 口唇裂，口蓋裂およびこれに関連する手術
 - c) 顔面・頸部・耳介の先天異常，変形に対する手術
 - d) 手足の先天異常，変形に対する手術
 - e) 躯幹の先天異常，変形に対する手術
 - f) その他の先天異常，変形に対する手術
 - g) 母斑，脈管奇形，良性腫瘍，悪性腫瘍に対する手術
 - h) 瘢痕，瘢痕拘縮，ケロイドに対する手術
 - i) 外傷，その他の手術
3. 10症例の手術記録は、前項9分類のうち3分類以上を含み、同一分類で5症例を超えてはならない。
4. 100症例の手術例一覧表は、9分類のうち3分類以上を含み、同一分類で50症例を超えてはならない。

第2章 小児形成外科分野指導医更新申請書類

(更新申請に必要な学術業績)

第3条 小児形成外科分野指導医の更新申請を行うものは、細則第11条2項1号に関して、別表に示す学術業績として総計20点以上を更新期間内に獲得しなければならない。

ならない。

(更新申請に必要な診療実績)

第4条 小児形成外科分野指導医の更新申請を行うものは、細則第11条2項2号に関して、小児形成外科領域の診療実績を更新時に報告しなければならない。

第3章 附則

(改廃)

第5条 この施行細則の改廃は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければならない。